

法律上の形式がその法的実質と異なる場合は

# 実質所得者課税の原則により 取り消された最近の裁決事例

実質所得者課税の原則とは、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であり、その収益を享受せず、その者以外の法人（者）がその収益を享受する場合には、その収益はこれを享受する法人（者）に帰属するというものだ（法法11、所法12）。今回紹介する裁決事例は、隠蔽仮装行為があったとして重加算税の賦課決定処分が行われたものの、実際に収益を享受した者が原処分庁の認定とは異なったため、処分が取り消された2件である。



## 買い付けた不動産をX社に移転し、第三者に売却

最初に紹介する裁決事例は、不動産売買取引が請求人ではなく、別法人名義で行われたため、隠蔽仮装行為に該当するとして重加算税の賦課決定処分が行われたもの。収益等を享受するのが請求人であるか、あるいは、別法人であるかで争われたものである（名裁（法・諸）令5第12号）。

本件は、請求人（不動産会社）が税務調査で、請求人が収益として計上した不動産売買取引に係る利益相当額は別法人から請求人に対する資金援助であったなどと指摘され、修正申告を行ったものの、原処分庁が①重加算税等の賦課決定処分をし、その後、請求人が、取引に係る収益などは請求人に帰属する

などとして更正の請求をしたが、②更正をすべき理由がない旨の通知処分を行うとともに、③更正処分等を行ったことから各処分の一部の取消しを求めた事案である。請求人は、父が代表取締役を務めるX社（不動産会社）と土地又は建物の取引に関する契約書（表参照）を作成し、その後、売買契約を締結した。

請求人は、各売買契約書上の取引主体がX社となっているのは、契約書の定めに基づくものであり、請求人は仲介業者名目で各売買取引を取り仕切っていたところ、このような取引形態は、請求人において売買利益と仲介手数料を得るといった目的があったなどと主張した。



## 自己の計算により事業活動を行った者を事業取引の主体と評価すべき

審判所は、法人税法11条（実質所得者課税の原則）の規定は、資産又は事業から生ず

る収益が誰に帰属するかは法律上の真実の権利者が実質的にも収益の帰属者であるとの考